

公益社団法人 私立大学情報教育協会
平成25年度 第3回電子著作物相互利用事業委員会 議事概要

I. 日 時 平成25年6月13日(木) 10:00~12:30

場 所 公益社団法人 私立大学情報教育協会 事務局会議室

II. 出席者 深澤担当理事、半田委員長、高木委員、潮木委員、尾崎アドバイザー
(事務局 井端、平田)

III. 検討事項

前回の委員会に引き続き、著作権法一部改正の要望と大学が著作権保護に組織的に取り組むための利用条件に関する大学向けアンケートについて検討を行った。

1. 大学アンケートについて

- (1) 前文の最後に「大学として下記調査に必ず回答下さい」として、組織として回答してもらうよう強調した。
- (2) 「1. 大学教育の質的向上のためにeラーニング環境を改善するためにご意見下さい。」を「1. 大学教育の質的充実に向けたeラーニングの利用及び環境改善について」に修正し、質問項目は最初に(1) eラーニングの利用による教育上効果、その後(2) 著作権法改正の必要性とし、順番を入れ替えた。
- (3) 「(1) eラーニングの利用による教育上効果」の選択項目については、「単位の実質化を実現するために教室外で事前・事後学修が徹底できる。」を新たに最初に設け、「社会との連携による授業を実現するために、学外者の講義やコンテンツを提供できる。」は学外者の講義コンテンツの利用など著作権に関わる問題も多く、大学の現状では社会との連携はまだこれから実践されていく内容であるため、ここでは削除することにした。
- (4) (2) 著作権法改正の必要性については、公平性の観点から最後に「法改正は必要としない」も設けることにした。
- (5) 大学が著作権保護に組織的に取り組むための利用条件については、授業目的の利用であること、利用者を受講生に限定すること、著作権者の経済的利益を著しく損なわないことを明示するため、冒頭から3件の順序を以下の通り並べ替えた。
 - ① 学校その他の教育機関の授業を目的とした利用に限定する。
 - ② eラーニングで著作物を利用できる対象者は、当該授業を受講する学生に限定する。
 - ③ 学生一人ひとりが購入することを前提として販売されている著作物(例えば、市販されている資格試験用問題集)は除外する。

2. 今後のスケジュール

今回検討したアンケート内容について、さらに気づいた点がある場合は委員会メンバーリングリスト上で検討し修正した上、9月中旬に加盟校にアンケートを送付することにした。

その後、アンケート結果を踏まえて10月に委員会を開催し、利用条件や法改正要望の見直しを行うことにした。